

川崎港港湾環境整備施設管理運営要綱（多目的広場利用関係抜粋）

第1章 総則

（利用者の遵守事項）

第11条 港湾環境整備施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）利用者同士の事故やトラブルなどについては、当事者間で解決すること。

（2）ごみなどの廃棄物は、原則として、利用者の責任において持ち帰ること。

（3）指定された場所以外は犬をリードでつなぎ、ふんは飼い主が持ち帰ること。大型犬の連れ込みは飼主1人につき飼犬1頭とすること。また、犬以外のペットについても、他の利用者の迷惑とならないよう適切に管理すること。

（4）駐車場内は徐行すること。

（5）自転車の乗り入れは指定された場所のみとすること。また、自転車の運転が可能な場所であっても、低速で利用すること。

2 条例第3条第2項の許可を受けて港湾環境整備施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）利用を開始するとき及び終了したときは、職員その他施設管理従事者にすみやかに連絡をすること。

（2）工作物、準工作物その他の設備等を設置するときは、市長の承認を受けること。

（3）交通の整理（迂回路への誘導を含む。）が必要なときは、これを行うこと。

- (4) 警備員、誘導員及びその他のスタッフが必要なときは、これを配置すること。
- (5) 周辺地域の生活環境等に配慮すること。
- (6) 利用終了後、利用した港湾環境整備施設等の清掃を行うこと。
- (7) 利用に伴って発生した廃棄物（参加者又は見物人等が排出したものを含む。）を自らの責任及び費用負担で適正に処理すること。
- (8) 職員その他施設管理従事者から、利用に関して指示があった場合は、これに従うこと。

第2章 各施設の利用について

第2節 多目的広場及び有料照明施設

(利用方法等)

- 第18条 多目的広場は原則自由利用とする。ただし、条例第3条第2項に基づく許可を受けて多目的広場を専用的に利用する場合（以下この節において「専用的利用」という。）はこの限りでない。
- 2 専用的利用に供される範囲は必要最小限度とし、第5項に定める時間を除いて多目的広場の全面（二面）を専用的利用に供することはできない。ただし市長が特に認めた場合は、この限りでない。
 - 3 専用的利用をする者は、有料照明施設を利用することができる。ただし市長が特に認めた場合は、この限りでない。
 - 4 専用的利用の1回の利用時間は、9時から17時まで又は17時から21時までとする。ただし市長が特に認めた場合は、この限りでない。
 - 5 有料照明施設を利用することができる時間は、17時から21時までとする。ただし市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(予約申請等)

第19条 第5条第4号の規定にかかわらず、スポーツの練習等の目的で専用的利用の許可申請を行う者は、許可申請に先立ち本条に規定する予約申請を行うものとする。

2 事前に次条に定める利用登録を行った団体は、利用月の3か月前に専用的利用をするための抽選予約申請（以下「抽選予約申請」という。）を行うことができる。

3 抽選予約申請を行うことができる期間（以下「抽選予約申請期間」という。）は、利用月の3か月前の10日から25日までとする。

4 抽選予約申請期間の開始日が休庁日にあたるときは、次の開庁日からとする。締切日が休庁日にあたるときも、同様に次の開庁日までとする。

5 抽選予約申請は、持参、郵送、ファクシミリにより行うものとし、いずれも締切日必着とする。

6 利用希望月のうち、抽選予約申請が可能な利用回数は、1団体につき、土日祝のうち2回、平日のうち4回、合計6回までとする。ただし、同一日であれば1日につき2回申請できるものとし、最大で12回まで申請できるものとする。

7 抽選日は、抽選予約申請のあった月の翌月の1日とする。ただし1日が休庁日にあたるときは、次の開庁日とする。

8 抽選日から5日間のうちに市は当選者に対して利用の意思確認を行う。この間に意思確認が取れなかった場合は、当選は無効となるものとする。

9 抽選の結果は、抽選した月の10日（休庁日にあたるときは次の開庁日）以降、電話で確認することができる。

- 1 0 抽選の結果空きがある場合は、専用的利用をするための随時予約申請（以下「随時予約申請」という。）を行うことができる。
- 1 1 随時予約申請を行うことができる期間（以下「随時予約申請期間」という。）は、利用月の2か月前の10日から25日までとする。なお、休庁日の扱いについては、第4項を準用する。
- 1 2 随時予約申請は、ファクシミリ又は電話により行うものとし、先着順で受付ける。
- 1 3 専用的利用の利用許可申請書の提出は、抽選による予約者については利用月の2箇月前の9日まで、随時による予約者については利用月の前月の26日までとする。
- 1 4 有料照明施設の利用を希望する者は、前項の利用許可申請書に有料照明施設の利用希望の意思及び希望利用時間等を併記することとする。

（利用登録）

- 第20条 多目的広場をスポーツの練習等の目的により専用的利用する場合は利用登録をすることができる。
- 2 前項の利用登録をすることができるのは、市内に在住し、在学し又は在勤している者が構成員の2分の1以上を占め、市内に活動の本拠を置く団体とする。（代表者が満18歳以上で市内に在住し、在学し又は在勤する者であり、10人以上の者で構成する団体に限る。）ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
 - 3 登録を受けようとする代表者は、東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長あてに提出しなければならない。

- 4 登録の有効期間は1年間とし、基準日は4月1日とする。ただし、基準日後に登録した場合は、残りの期間を有効期間とする。
- 5 登録を行った年度以降も継続して利用を希望する場合は、毎年3月31日までに利用登録の更新を行うこと。
- 6 市長は、第2項又は第4項に定める申請があった場合は、速やかに審査し、登録を決定したときは、東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録証を交付するものとする。
- 7 原則として、東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録申請書に記載された目的以外での多目的広場の専用的利用は認めない。ただし市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(登録事項の変更)

第21条 前条の登録事項に変更が生じた場合には、速やかに東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録申請書(第1号様式)に、東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録証その他必要書類を添えて、市長あてに提出しなければならない。

(利用者遵守事項)

第22条 多目的広場の利用者は、第11条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ボールなどが広場の外へ飛び出さないよう、注意すること。
- (2) 専用的利用の終了後は広場を整備すること。